

## 【議 題 3】

# 既存加入者に対する資格確認書の一括発行について



全国健康保険協会 福島支部  
協会けんぽ



協会けんぽ福島支部公式キャラクター

# 1. 目的

令和 6 年12月 2 日より健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長 1 年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

しかしながら、令和 7 年12月 2 日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者に対しては、医療保険者等から資格確認書を本人の申請によらず、令和 7 年12月 1 日までに交付する必要があります。

（令和 6 年10月29日保険課事務連絡）

**以上のことから、令和 6 年11月30日までに加入した方のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和 7 年12月1日までに資格確認書を送付します。**



令和 7 年12月 2 日以降、使用不可  
（経過措置期間終了）

保険証が発行されていた方で

マイナ保険証による資格確認を  
受けられない状況にある加入者



経過措置終了前までに  
職権発行

## 2. 実施概要

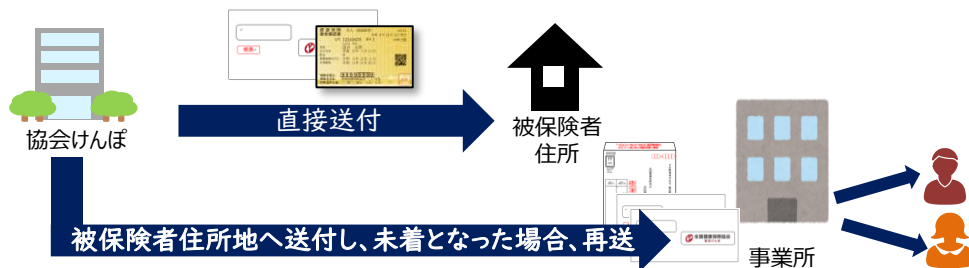
資格確認書送付の対象者及び時期等については以下のとおりです。

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>送付対象者</b></p> | <p>令和6年11月30日までに加入された方のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1.2千万人） ※法3-2被保険者を除きます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p><b>送付時期</b></p>  | <p>令和7年7月～令和7年10月（予定） ※最新の状況については令和7年6月以降にホームページに掲載します。<br/>福島支部加入者分は令和7年10月に送付を予定しています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p><b>送付方法</b></p>  | <p><u>世帯単位で被保険者住所に特定記録郵便にて送付</u></p> <p>※資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書4枚を同封。<br/>送付対象者が5名以上の場合は、複数に分かれます。</p> <p>※不着となった場合、事業所様宛に再送付します。（☞後述）</p> <div data-bbox="1188 654 1812 1333"> <p><b>【参考】送付物（イメージ）</b></p>  <p>長3封筒に次の4点を封入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 資格確認書</li> <li>② 説明チラシ</li> <li>③（喪失者分返送用）返信用封筒</li> <li>④ 個人情報保護シール</li> </ol> </div> |

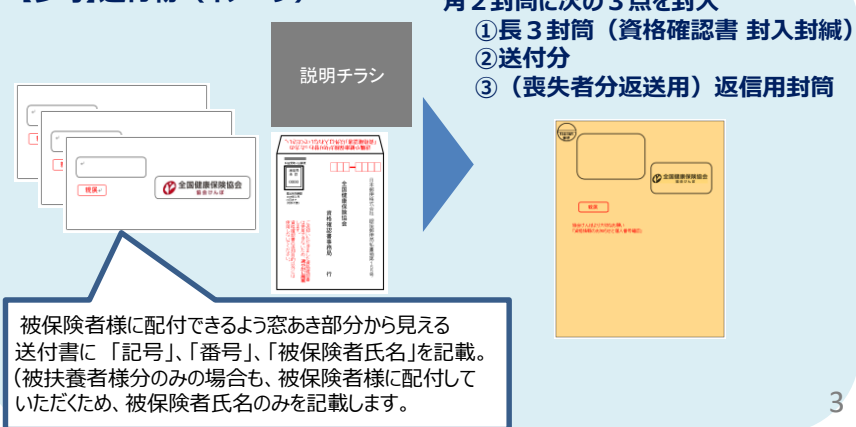
■ 事業所に対して、送付対象者を事前にお知らせするため、一覧表を送付します。

|         |                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 送 付 対 象 | 送付対象者がいる全事業所へ送付します。                                                                                                                                                       |
| 送 付 時 期 | 令和7年7月<br>福島支部加入事業所分は令和7年7月31日差出を予定しています。                                                                                                                                 |
| 送 付 物   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・送付文書</li> <li>・送付対象者一覧</li> </ul> <p>※送付対象者のデータ抽出後に資格を喪失した方については、引抜きを行うこととしているため、送付予定対象者一覧表に記載されている方であっても資格確認書が送付されない場合があります。</p> |
| 送 付 方 法 | 普通郵便にて送付                                                                                                                                                                  |

■ 被保険者住所地へ送付し、未着となった資格確認書は事業所へ送付します。



【参考】送付物（イメージ）



### 3. 発送スケジュール

|                | 令和7年度 |                |    |                           |                    |    |     |     |
|----------------|-------|----------------|----|---------------------------|--------------------|----|-----|-----|
|                | 4月    | 5月             | 6月 | 7月                        | 8月                 | 9月 | 10月 | 11月 |
| 資格確認書の<br>一括発行 |       | ▼5/17<br>データ抽出 |    | 対象者<br>一覧発送               |                    |    |     |     |
|                |       |                |    | 資格確認書 個人宛に発送<br>7～10月（予定） |                    |    |     |     |
|                |       |                |    |                           | 未着後、事業所発送<br>1か月ごと |    |     |     |
|                |       |                |    |                           |                    |    |     |     |

#### 資格確認書の交付年月日／有効期限について

資格確認書の有効期限は、  
令和11年11月30日までとなります。



発送スケジュールに関係なく、一括発行  
する資格確認書の交付年月日は、  
令和7年5月17日となります。

# (参考)事業所送付用 リーフレット 7月下旬発送予定

マイナ保険証をお持ちでない方へ

## 資格確認書をお送りいたします



現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない加入者が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

協会けんぽでは令和7年7月より順次、以下の対象者の資格確認書を従業員様のご自宅に送付します。

### 対象者

現在、健康保険証をお持ちの加入者（令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方

※対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を事前に送付いたします。  
※資格確認書がお手元に届いた時点で健康保険の資格を喪失されている方については、同封する返信用封筒でご返却いただくこととしています。

### 送付時期

資格確認書は当協会にご加入の都道府県支部ごとに以下のとおり順次送付します。

- 令和7年7月～
- 令和7年8月～
- 令和7年9月～
- 令和7年10月～

※詳細な送付時期はホームページをご確認ください。  
※送付時期を經過しても資格確認書がお手元に届いていない場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

### 送付先

従業員様のご自宅  
※ご家族様の資格確認書についても、従業員様のご自宅へ送付します。  
なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒でお送りします。

### 【事業主様へのお願い】

従業員様の住所に送付した資格確認書が、あてどころ不明等により当協会に返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所様に送付します。  
お手数をおかけしますが、従業員様に配付いただきますようお願いいたします。

資格確認書に関する  
お問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル：0570-015-369（ナビダイヤル）  
受付時間：平日8:30から17:15まで ※土日祝日年末年始を除く

# (参考)資格確認書同封チラシ

マイナ保険証をお持ちでない方へ

## 資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

### 資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合とは、以下のことをいいます。  
・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない  
・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない  
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

### 対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

### Q

なぜ家族全員分の資格確認書がないの？

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。

### Q

資格確認書を持っているけど新たに届いた。どちらを使えばいいの？

資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。  
なお、古い日付のものについては同封の返信用封筒にてご返却ください。

### Q

今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。  
なお、令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。  
（任意継続のご加入者様が就職等により任意継続の資格を喪失する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」と併せて当協会にご返却ください。）



資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

※ご返却いただきました資格確認書は使用できないため、**速やかに廃棄**します。  
**同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。**